

2016年3月25日

各 位

上場会社名 中外製薬株式会社
コード番号 4519 (東証1部)
本社所在地 東京都中央区日本橋室町2-1-1
代 表 者 代表取締役会長 永山 治
問い合わせ先 責任者役職名 広報IR部長
氏 名 内田 誠彦
電 話 番 号 03(3273)0881

オキサロール[®]軟膏の特許権侵害訴訟における 知的財産高等裁判所大合議判決勝訴のお知らせ

中外製薬株式会社〔本社：東京都中央区／代表取締役会長 最高経営責任者：永山 治〕（以下、中外製薬）は、当社が保有する尋常性乾癬等角化症治療剤「オキサロール[®]軟膏 25 μ g/g」（以下、オキサロール軟膏）の製法特許（特許第3310301号。以下、本件特許）の侵害を理由とする、後発医薬品の製造販売の差止め請求訴訟に関し、本日3月25日付で、知的財産高等裁判所特別部が、大合議の審理により、後発医薬品メーカー側の控訴を棄却する判決を言い渡し、当社の主張が全面的に認められたことをご知らせいたします。

<経緯>

- 2013年2月19日付で、中外製薬はオキサロール軟膏の後発医薬品販売者である岩城製薬株式会社、高田製薬株式会社、株式会社ポーラファルマ、およびこれら後発医薬品の原薬の輸入業者であるDKSH ジャパン株式会社（以下、4社）に対し、本件特許の侵害を理由とする特許権侵害行為の差し止めを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
- 2014年12月24日付で、東京地方裁判所は当社請求を全面的に認める判決を下し、2015年2月25日付で、4社に対し原薬の輸入販売および本剤の販売の差し止めの仮処分命令を下しました。
- 4社は東京地方裁判所の判決を不服とし、2015年1月6日付で知的財産高等裁判所に控訴しました。

上記のとおり、2016年3月25日付で、知的財産高等裁判所特別部にて当社勝訴の判決が下されました。

今般の知的財産高等裁判所の上記判決により東京地裁の販売差し止め判決が維持され、4社は本件特許を侵害する製法で製造された本剤の販売が引き続きできないこととなります。

なお、上記知財高裁判決による中外製薬の業績に与える影響は軽微です。

オキサロール[®]軟膏について

オキサロール軟膏は、中外製薬が創製した活性型ビタミンD₃誘導体である「マキサカルシトール」を有効成分とする角化症治療剤で、尋常性乾癬、魚鱗癬群、掌蹠角化症、掌蹠膿疱症の4疾患に対する効能・効果を有しています。

以上